

令和4年10月3日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
12番	池田大生	13番	石橋敏伸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

15番 末藤正幸

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
教	育	松	尾	文
総	務	山	崎	正
総	務	諸	岡	利
企	画	庭	木	
営	業	古	賀	龍
営	業	黒	尾	聖
福	祉	松	尾	
福	祉	後	藤	英
こ	ど	秋	月	義
こ	ど	諸	岡	智
ま	ち	野	口	和
環	境	山	口	智
総	務	江	上	新
企	画	弦	卷	一
財	政	藤	井	喜
会	計	谷	口	
選	挙	山	田	英
監	査	青	木	
農	業	田	栗	和
				一
				郎
				洋
				徹
				明
				則
				恵
				信
				幸
				治
				寿
				友
				勝
				昭
				博
				彦

---

議 事 日 程 第 7 号

10月3日(月)10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 第65号議案 | 令和3年度武雄市一般会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)              |
| 日程第2  | 第66号議案 | 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)        |
| 日程第3  | 第67号議案 | 令和3年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)       |
| 日程第4  | 第68号議案 | 令和3年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)          |
| 日程第5  | 第69号議案 | 令和3年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)          |
| 日程第6  | 第70号議案 | 令和3年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)     |
| 日程第7  | 第71号議案 | 令和3年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第8  | 第72号議案 | 令和3年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)         |
| 日程第9  | 第73号議案 | 令和3年度武雄市下水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)           |
| 日程第10 | 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)                  |
| 日程第11 | 諮問第3号  | 人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)                  |
| 日程第12 | 諮問第4号  | 人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)                  |
| 日程第13 | 諮問第5号  | 人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)                  |
| 日程第14 |        | 閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)(議決)                             |

---

開 議 10時

○議長(吉川里己君)

皆さんおはようございます。

休会前に引き続き会議を開きます。

市長から提出されました諮問第2号から諮問第5号までの4件を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

## 日程第1～第9 第65号議案～第73号議案

日程第1. 第65号議案 令和3年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第9. 第73号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。  
松尾決算審査特別委員長

### ○決算審査特別委員長（松尾初秋君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました第65号議案 令和3年度武雄市一般会計決算認定についてから第73号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの9議案については、令和4年9月26日から9月30日までにわたり慎重に審査をいたしました。

審査につきましては、第1分科会から第3分科会を設置し、各分科会で審査、討論、採決が行われたものを最終的に特別委員会で報告を受け、審査報告書を作成いたしました。

審査の経過について、歳入歳出とも多くの質疑がなされ、各委員からは、事業の推進に当たっては、目まぐるしく変化する社会情勢や激甚化する自然災害など、多くの課題に対応すべく、中・長期的な展望に基づいて計画的に行うように努められたい。

物品発注、業務委託、工事等については、透明性を確保した上で、特に問題がなければ地元業者を優先されたいなどいろいろな意見が出され、特別委員会として、執行部に対する意見は別紙のとおり決算審査意見書を取りまとめました。

審査の結果、第65号議案 令和3年度武雄市一般会計決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定するものと決定いたしました。

また、その他の議案、第66号議案 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定についてから第73号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの8議案は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上報告申し上げます。

### ○議長（吉川里己君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第65号議案に対する討論を求めます。

20番江原議員

### ○20番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま議案となりました第 65 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計決算認定について反対の討論を申し上げます。

令和 3 年 8 月 14 日、豪雨災害に見舞われ、床上床下浸水 1,500 戸を超える大変な災害となりました。お見舞い。そしてまた、市民、力を合わせて復旧のための年度でした。

そういう中で、令和 3 年度の一般会計、歳入総額 334 億 9,693 万 7,653 円です。一般会計歳出総額は 308 億 8,728 万 3,980 円となっています。差引残額 26 億 965 万 3,673 円です。翌年度へ繰り越すべき財源 10 億 1,122 万 2,000 円を差引きして、実質収支は 15 億 9,843 万 2,000 円となっています。

この結果、財政運営として、この 9 月補正予算に繰越金として 15 億 9,243 万円計上されています。昨年度 4 億 1,361 万 7,000 円ですから、令和 3 年度、もとい、一昨年度、令和 2 年度です。4 億 1,361 万 7,000 円ですから、3.3 倍、もとい、3.85 倍にもなっています。

その結果、基金繰入金として財政調整基金に 6 億 6,500 万円、減債基金に 2 億円、公共施設整備基金に 3 億 6,000 万円が、合計 12 億 2,500 万円が基金繰入金に戻されています。

これは、ため込みの財政運用というものではありませんか。予算の運用に問題があったと考えるものであります。

関連して、その歳出について、6 点に問題ありとしてその支出に反対です。

第 1 に、2 款 2 項 1 目 12 節のふるさと納税業務委託料 416 万 5,629 円です。

業務委託会社大平商会に、業務委託として令和元年度 3,637 万 6,190 円、令和 2 年度 1 億 1,845 万 6,800 円、令和 3 年度 416 万 5,629 円、合計 1 億 5,899 万 8,619 円を受け取りながら、ふるさと納税に寄附をしていただいた約 2 万 8,000 件に及ぶ返礼品の遅延を発生して、その謝罪もなく、また、市議会に設置されたふるさと納税業務委託に関する調査特別委員会では、証人喚問された証人、大平商会、田中大志朗氏は、宣誓も証言も拒否する。その行為を断じて許すわけにはいきません。

市民の感情は、いまだ真相解明を求める声は大なるものであります。だからこそ、大平商会に契約不履行として武雄市が求めている 3,807 万 8,803 円の返金はもちろんであります。

まして、令和元年から令和 3 年にわたって武雄市が支払った業務委託料 1 億 5,899 万 8,619 円、丸ごと全額、武雄市の不名誉、信用失墜の責任として、武雄市は全額の返金を求めることこそ市民の思いに寄り添うではありませんか。

そして、市長と執行部の責任です。担当部長の懲戒処分も公表されていません。軽い処分は公表しないでいいという内部規定だからと、この言い分は通用しません。

反対の理由の第 2 に、2 款 1 項 7 目 12 節. 防災情報発信システム構築業務委託料 2 億 7,348 万 6,620 円です。令和 2 年度に 1 億 3,200 万円と合計すれば、4 億 548 万 6,620 円の公金支出となっています。

令和 2 年度当初予算で示された全体事業費が、6 億 8,690 万 7,000 円の事業計画を示され

ていました。この防災行政無線の戸別受信機の設置事業での契約金額は、5億7,841万2,120円であります。

この契約金額は、地方自治法や市の条例に定められている、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負、そして、2,000万円以上の財産の取得又は処分定められている、議会の議決を必要とするものを、市長は議会の議決をすることなく支出していることは、法と条例に則して市の行政事務を執行することは当然ではありませんか。近隣の他の市町村では、当然、議会の議決が求められています。

この間、市民有志による監査委員会の住民監査請求、そして、佐賀地方裁判所への住民訴訟が訴えられてきました。11月17日、判決が予定されています。市長の責任が問われています。

令和2年度一般会計予算を審議した令和2年3月11日、当時の担当課長は、「6月議会で承認いただければ」と説明しているではありませんか。

また、この9月議会で、戸別受信機は市の所有であるということを認めた答弁です。市の契約は、違法であるとの判決が下されるものと確信するものであります。（「それはおかしか言い方の」と呼ぶ者あり）

第3に、前市長が独断で民間委託した10款5項4目12節の図書館・歴史資料館指定管理料1億7,803万円の支出です。

私は問題にしてきましたけれど、エントランスホールなどに使用されている物販場所、カフェ、そして、こども図書館のカフェに利用されている面積509平方メートルに、448万255円の行政財産目的外使用料の減額2分の1は撤廃すべきであります。当初の金額、満額896万510円を請求すべきではありませんか。

365日、9時から9時の営業日時であり、文化会館の閉館日のある業者と同じくすべきではありません。100%規定に基づいて徴収すべきであります。

さらに、民間委託で廃止された蘭学館の復活です。日本の蘭学の拠点の地として、元に戻すべきことを訴えるものです。

第4に、教育費の中の10款1項3目の中で支出されている、花まる関係経費の1,213万7,353円です。

予算ベースでは、花まる学習会講師謝金240万円、官民一体型学校改善検討委員謝金11万円、職員旅費17万円、費用弁償26万円、花まるタイムほか教材費289万円、地域学校協働本部事務用品11万円、花まるタイム教材印刷750万4,000円、花まる学習会常駐支援員リース車燃料代6万3,000円、花まる学習会常駐支援員住居借上料131万4,000円、花まる学習会常駐支援員自動車借上料23万8,000円の関連経費です。

この事業が取り入れられたのが平成27年、2015年から7年間見てみますと、決算金額で9,636万4,432円になっています。本年の令和4年度のこの予算を加えますと、これまで支

出した金額の総額は1億1,125万3,432円に及んでいます。

メシが食える大人が、この花まる学習会の教育方針です。

私はこれまで、前市長が独断で導入したときから、公教育の場にふさわしくないと申し上げ、中止することを求めてまいりました。その声は年を追うごとに大きくなっています。10年契約となっていますから、中止を求めて、その準備をすべきことを申し上げるものであります。

第5に、2款4項1目12節、窓口業務委託料2,783万8,316円の窓口業務の民間委託料の支出と、窓口カウンター改修工事97万3,500円の支出に反対であります。

市民の個人情報に関する事務は、特別な秘匿が求められる行政事務であります。民間委託にはなじまないものであり、導入のための経費節減という言葉では図られません。元に戻すべきであります。

反対の理由の第6に、2款4項1目18節、個人番号カード事務費交付金1,576万5,400円の支出は承服できません。

国、政府は、しゃにむにデジタル改革として、国民にマイナンバーカードの取得に躍起であります。情報漏えいの不安があるからこそ、その安心安全性が担保されていないから、マイナンバーカードの広がりがないのではないのでしょうか。

私は、今、問われているものとして、政府は来年度からマイナンバーカードの取得率を普通交付税に算定し、全国の平均値以下には厳しい措置を検討するとまで表明しています。（「決算と関係なか、その内容」と呼ぶ者あり）このような国、政府の強権的な措置は撤廃すべきであると声を大にして、政府に市長は物申すべきことだと訴えるものであります。

以上、反対の理由を指摘し、令和3年度一般会計決算の認定に対して、認定し難いとして反対の討論といたします。

#### ○議長（吉川里己君）

討論ございませんか。

9番上田議員

#### ○9番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。第65号議案 令和3年度武雄市一般会計決算認定について賛成の立場より討論をさせていただきます。

先ほど来、るる反対討論を述べられておりました。あまりに多過ぎて、ちょっと私の記憶も全部が全部追っかけ、覚えきれないような状況ではございますけれども、聞いている限りでいくと、もう既に決算も済んでいるような中身のものもありましたし、今回の決算についても関係ないんじゃないかなと思うようなところも多々ありました。

ただ、一つ間違いなく言えるのは、我々議会が今回の令和3年度決算について、令和3年度予算案、当初予算、補正予算、全て我々議員が議決をしたものでございます。中には、

今回、改選後に新たにこの議会の仲間に入られました皆さんもいらっしゃいますけれども、皆さんはもちろん令和3年度の予算案には関わっておられませんけれども、令和3年度の予算がこの議会で議決されたということは、武雄市として、市議会として、一つの方向性をもって進むべきものでございます。

今回の決算については、我々議員の決算審査というものは、令和3年度当初予算、補正予算全てひっくるめて、予算案とどのように決算が執行されているのかというものを審査するものでありますので、今回の決算については、私、認定すべきものという判断をさせていただいたところでございます。

議員皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（吉川里己君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第65号議案を採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第65号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第66号議案 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第66号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第67号議案 令和3年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕



討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 68 号議案 令和 3 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案 令和 3 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 70 号議案 令和 3 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 71 号議案 令和 3 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 71 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 72 号議案 令和 3 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 72 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 73 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 73 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 10～第 13 諮問第 2 号～諮問第 5 号

日程第 10. 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第 13. 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまで、4 件を一括議題といたします。

提出者から説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

おはようございます。諮問第 2 号から諮問第 5 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日をもって、山口松美氏、諸岡隆裕氏、小野正貴氏及び郡正法氏の任期が満了することに伴い、次期人権擁護委員候補者として、山口松美氏、角敬一郎氏、大鋸誠士氏及び郡正法氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（吉川里己君）

諮問第 2 号から諮問第 5 号の以上 4 件に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諮問第 2 号から諮問第 5 号の以上 4 件については、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号から諮問第 5 号の以上 4 件については、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、諮問第 2 号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号、すなわち山口松美氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、答申することに決しました。

次に、諮問第 3 号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号、すなわち角敬一郎氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、答申することに決しました。

次に、諮問第4号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号、すなわち大鋸誠士氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第5号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号、すなわち郡正法氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

#### 日程第14 閉会中継続調査申出について

日程第14. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長の申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和4年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 10時32分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議 長 吉 川 里 己

〃 副 議 長 松 尾 初 秋

〃 議 員 毛 利 清 彦

〃 議 員 吉 原 新 司

〃 議 員 上 田 雄 一

会 議 録 調 製 者 川久保 和 幸

## 議長 の 諸 報 告

1. 地方自治法第199条の規定による監査結果報告を次のとおり受理した。

- (1) 令和4年 6月10日付 北方小学校、北方中学校、山内西小学校、山内中学校
- (2) 令和4年 6月30日付 若木小学校、朝日小学校、武雄小学校、武雄中学校
- (3) 令和4年 7月 6日付 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（所管課：文化課）  
農業委員会事務局、文化課
- (4) 令和4年 7月22日付 こども未来課、こどもの貧困対策課

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果を次のとおり受理した。

- (1) 令和4年 6月27日付  
一般・特別会計、企業会計 令和4年5月分
- (2) 令和4年 7月28日付  
一般・特別会計、企業会計 令和4年6月分
- (3) 令和4年 8月25日付  
一般・特別会計、企業会計 令和4年7月分

3. 陳情及び議長会の諸会議に次のとおり出席した。

8月 3日 知事・市町議会議長懇話会（佐賀市）

4. 陳情書及び要望・要請書を次のとおり受理した。

- (1) 令和4年6月13日  
精神障がいを持つ当事者と家族支援に関する要望書  
佐賀県精神保健福祉連合会（武雄杵島地区精神障害者家族会長兼任） 会長 松田 孝
- (2) 令和4年6月27日  
被爆77周年 核廃絶・平和行政に関する要請事項  
原水爆禁止佐賀県協議会 会長 徳光 清孝

(3) 令和4年8月10日

燃料・肥料・飼料価格高騰等に対する要請書

佐賀県農政協議会	会長	金原 壽 秀
みどり地区農政協議会	会長	佐々木 慎 一
佐賀県農業協同組合	代表理事組合長	大 島 信 之

(4) 令和4年8月26日

協働まちづくり地域交付金の再継続について

武雄市区長会長 中村 豊子

5. 常任委員会の所属変更について次のとおり申し出を受理した。

8月29日	山口昌宏議員	産業建設常任委員会から福祉文教常任委員会へ
		産業建設常任委員会 委員長 豊村 貴 司
		福祉文教常任委員会 委員長 朝 長 勇